

単独型ユニット型指定短期入所生活介護

単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護

ショートステイ桃のかおり

契約書

_____（以下「利用者」という。）と単独型ユニット型指定短期入所生活介護事業所 ショートステイ桃のかおり及び単独型ユニット型指定介護予防短期入所ショートステイ桃のかおり（以下「事業者」という。）は、利用者が、居室および共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される単独型ユニット型指定短期入所生活介護（単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護）を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約を締結します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援し、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう単独型ユニット型指定短期入所生活介護及び単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する対価を支払います。

第2条（契約期間）

1 この契約の契約期間は令和_____年_____月_____日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

2 契約満了日までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（単独型ユニット型指定短期入所生活介護（単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護）の開始及び終了）

1. 事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、単独型ユニット型指定短期入所生活介護（単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護）を提供します。
2. 事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、単独型ユニット型指定短期入所生活介護（単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護）の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めます。

第4条（内容及び手続きの説明及び同意）

事業者は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、本規程の概要、単独型ユニット型指定短期入所生活介護（単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護）従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用

期間等について利用申込者の同意を得ます。

第5条（提供拒否の禁止）

事業者は、正当な理由なく単独型ユニット型指定短期入所生活介護（単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護）の提供を拒みません。

第6条（サービス提供困難時の対応）

事業者は、当該単独型ユニット型指定短期入所生活介護（単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護）の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な単独型ユニット型指定短期入所生活介護（単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護）を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者へ連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じます。

第7条（受給資格等の確認）

1. 事業者は、単独型ユニット型指定短期入所生活介護（単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護）の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認めます。
2. 事業者は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、単独型ユニット型指定短期入所生活介護（単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護）を提供するように努めます。

第8条（要介護認定等の申請に係る援助）

1. 事業者は、単独型ユニット型指定短期入所生活介護（単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護）の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意志を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。
2. 事業者は、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行います。

第9条（単独型ユニット型指定短期入所生活介護及び単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の取扱方針）

1. 単独型ユニット型指定短期入所生活介護（単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護）は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動

について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援します。

2. 単独型ユニット型指定短期入所生活介護（単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護）は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮します。

3. 単独型ユニット型指定短期入所生活介護（単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護）は、利用者のプライバシーの確保に配慮します。

4. 単独型ユニット型指定短期入所生活介護（単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護）は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行います。

5. 事業者の従業者は、単独型ユニット型指定短期入所生活介護（単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護）の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明します。

6. 事業者は、単独型ユニット型指定短期入所生活介護（単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護）の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。

7. 事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

第10条（単独型ユニット型指定短期入所生活介護計画（単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護計画）の作成）

1. 事業者の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、単独型ユニット型指定短期入所生活介護（単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護）の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の単独型ユニット型指定短期入所生活介護（単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護）従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した単独型ユニット型指定短期入所生活介護計画（単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護計画）を作成します。

2. 単独型ユニット型指定短期入所生活介護計画（単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護計画）は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成します。

3. 事業者の管理者は、単独型ユニット型指定短期入所生活介護計画（単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護計画）の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。

4. 事業者の管理者は、単独型ユニット型指定短期入所生活介護計画（単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護計画）を作成した際には、当該単独型ユニット型指

定短期入所生活介護計画（単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護計画）を利用者に交付します。

第11条（健康管理）

1. 事業者の医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を採ります。
2. 事業者の医師は、利用者に対して行った健康管理に関し、その者の健康手帳の所要のページに必要な事項を記載します。ただし、健康手帳を有しない者については、この限りではありません。

第12条（相談及び援助）

事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

第13条（その他のサービスの提供）

1. 事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援します。
2. 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めます。

第14条（心身の状況等の把握）

事業者は、単独型ユニット型指定短期入所生活介護（単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護）の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めます。

第15条（法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）

事業者は、単独型ユニット型指定短期入所生活介護（単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護）の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、単独型ユニット型指定短期入所生活介護（単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護）の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明し、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行います。

第16条（居宅サービス計画に沿ったサービスの提供）

事業者は、居宅介護サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った単独型ユニット型指定短期入所生活介護（単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護）を提供します。

第17条（サービスの提供の記録）

1. 事業者は、単独型ユニット型指定短期入所生活介護（単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護）を提供した際には、当該単独型ユニット型指定短期入所生活介護（単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護）の提供日及び内容、当該単独型ユニット型指定短期入所生活介護（単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護）について利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載します。
2. 事業者は、単独型ユニット型指定短期入所生活介護（単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護）を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供します。

第18条（利用料等の受領）

1. 事業者は、法定代理受領サービスに該当する単独型ユニット型指定短期入所生活介護（単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護）を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該単独型ユニット型指定短期入所生活介護（単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護）に係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。
2. 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない単独型ユニット型指定短期入所生活介護（単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護）を提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料の額と、単独型ユニット型指定短期入所生活介護（単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護）に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにします。
3. 事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額を受けることができます。
 - (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 滞在に要する費用
 - (3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5)送迎に要する費用

(6)理美容代

(7)前各号に掲げるもののほか、単独型ユニット型指定短期入所生活介護（単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護）において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者が負担することが適当と認められるもの

4. 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとします。

5. 事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ます。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用については、文書によるものとします。

第19条（利用開始前のサービスの中止）

1. 利用者は、利用の開始の予定日の前日の午後5時までに事業者申し出るにより、料金の負担をすることなくサービスの利用を中止することができます。

2. 利用者が前項に規定する期日までに申し出をせず利用を中止したときは、事業者は、当該利用を中止したサービスの料金につき、別紙重要事項説明書に定める額を利用者に請求することができます。

第20条（利用期間中の中止）

1. 利用者は、事業者に対して前日までに申し出るにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は、実際の退所の日までの日数を基準に計算します。

2. 事業者は、利用者の体調が良好でなく、施設での生活に支障があると判断したときは、利用期間中でもサービスを中止することができます。この場合の取扱い、別紙重要事項説明書に記載のとおりです。

3. 前2項に規定する場合のほか、利用期間中に利用者が入院した場合は、単独型ユニット型指定短期入所生活介護（単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護）の提供は終了します。この場合の料金は、入院の日までの日数を基準に計算します。

第21条（契約の終了）

1. 利用者は、現にサービスを利用している期間を除き、事業者に対し文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。

2. 事業者は、やむを得ない事情により契約期間の中途においてこの契約を終了させようとするときは、1か月の予告期間において、理由を示した文書で利用者に通知することにより、この契約を解約することができます。

3. 利用者に関し次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、事業者は、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。ただし、利用者が現にサービスを利用している期間中は、利用の中止後または利用の終了後に契約を解約します。

① 利用者が正当な理由なく料金の支払を3か月以上行わず、その支払の催告の期限から14日を経過しても支払がないとき。

② 利用者またはその家族が、事業者、サービス従事者または他の利用者に対し、この契約を継続しがたいほどの重大な背信行為を行ったとき。

4. 利用者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、この契約は、自動的に終了します。

① 利用者が他の介護保険施設等に入所したとき。

② 利用者の要介護・要支援認定区分が非該当（自立）と認定されたとき。

③ 利用者が死亡したときまたは介護保険の被保険者でなくなったとき。

第22条（緊急時などの対応）

事業者の従業者は、現に単独型ユニット型指定短期入所生活介護（単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護）の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

主治医氏名	
病院名	
住所	〒
電話番号	

この場合、予め利用者の指定する下記緊急連絡先に対し直ちに連絡します。

第1 連絡先

連絡先氏名		続柄	
住 所	〒		
自宅電話番号		携帯電話	
勤務先		勤務先 電話番号	

第2連絡先

連絡先氏名		続柄	
住 所	〒		
自宅電話番号		携帯電話	
勤務先		勤務先 電話番号	

第23条（保険給付の請求のための証明書の交付）

事業者は、法定代理受領サービスに該当しない単独型ユニット型指定短期入所生活介護（単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護）に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した単独型ユニット型指定短期入所生活介護（単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護）の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付します。

第24条（秘密保持等）

1. 事業者および事業者に従事する者は、サービス提供をする上で知り得た、利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続されます。
2. 事業者は、利用者およびその家族の有する問題や、解決すべき課題などについて話し合うためのサービス担当者会議において、利用者およびその家族の個人情報や、情報を共有するために用いることを、本契約をもって同意したとみなします。

第25条（苦情処理）

1. 事業者は、提供した単独型ユニット型指定短期入所生活介護（単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護）に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じます。
2. 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録します。
3. 事業者は、提供した単独型ユニット型指定短期入所生活介護（単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護）に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。
4. 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告します。
5. 事業者は、提供した単独型ユニット型指定短期入所生活介護（単独型ユニット型

指定介護予防短期入所生活介護）に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

6. 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告します。

第26条（事故発生時の対応）

1. 事業者は、利用者に対する単独型ユニット型指定短期入所生活介護（単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護）の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2. 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。

3. 事業者は、利用者に対する単独型ユニット型指定短期入所生活介護（単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

第27条（代理人）

1. 利用者は、代理人を選任し、この契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

2. 代理人は、利用者の身元引受人として契約上の義務・責任を負います。また、契約が終了した後、利用者の金品等の残置物を引き取る義務を負います。

第28条（契約外事項）

この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところにより、第1条記載の目的のため、当事者が協議して定めるものとします。

以上の契約の証として本契約書を2通作成し、利用者および事業者は署名または記名、押印の上、各1通ずつ所持します。

契約締結日 年 月 日

事業者

事業者名 富田ケアセンター有限公司

施設名 単独型ユニット型指定短期入所生活介護
単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護
ショートステイ桃のかおり

住 所 岡山県倉敷市玉島道口85

電話番号 086-526-1500

代表者名 代表取締役 山中 祥吉

利用者

氏 名

住所 〒

電話番号

家族（代理人、身元引受人）

氏 名

続 柄

住 所 〒

電話番号